

農地・農村部会の開催について（案）

1. 農地・農村部会

地方分権改革推進委員会以降の議論の成果や、各府省の回答、地方の意見等を踏まえ、農地転用に係る事務・権限の移譲等をテーマとする農地・農村部会を新たに開催することとする。

○ 主な検討項目

- ・ 農地転用に係る事務・権限の移譲関係
- ・ 農地転用等に係る規制緩和関係

○ 構成員

地方分権改革有識者会議の座長が指名する者

2. 今後の予定

農地・農村部会において、所管省や地方団体からヒアリングを行った上で、農地転用に係る事務・権限の移譲等について検討を行い、報告書を取りまとめた上で地方分権改革有識者会議に報告。